

附 属 资 料

目 次

1 職員給与実態調査関係

平成24年度職員給与実態調査の概要	1
第1表 任命権者別、給料表適用別職員数	2
第2表 給料表別給与額等	4
第3表 給料表別、級別、号給別職員数	6
第4表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第5表 給料表別、級別、学歴別職員数	22
第6表 給料表別、級別給料額等	24
第7表 行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額	26
第8表 扶養手当の支給状況	27
第9表 給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	27
第10表 職員の住居施設の利用状況	28
第11表 職員の通勤の状況	30
第12表 単身赴任手当の支給状況	34
第13表 再任用職員の適用給料表別、級別人員数	35

2 職種別民間給与実態調査関係

平成24年職種別民間給与実態調査の概要	37
第14表 産業別、規模別調査事業所数……	39
第15表 職種別にみた民間給与額等	40
第16表 公民給与の比較における対応関係	46
第17表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	47
第18表 民間における初任給の改定状況	47
第19表 民間における定期昇給制度の状況	48
第20表 民間における賃金カット等の実施状況	48
第21表 民間における家族手当の支給状況	49
第22表 民間における住宅手当の支給状況	49
第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	49
第24表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況	50

3 生計費及び労働経済指標関係

平成24年4月の標準生計費算定方法の概要	51
第25表 盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	52
参考1 盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国比較	52
参考2 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	53
第26表 労働経済指標	54

4 その他

第27表 職員1人当たりの月間超過勤務時間数の推移	57
第28表 精神疾患による長期療養者数の推移	57

1 職員給与実態調査関係

平成24年度職員給与実態調査の概要

平成24年度の職員の給与実態調査を次により実施した。

1 調査の目的

職員の給与の実態を正確に把握し、給与制度運用の基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査の時期

平成24年4月1日

3 調査の方法

「給与支給事務処理要領」(平成4年3月31日付け出総第170号)に基づき、総務事務センターで管理している給与関係データをもとに集計した。

4 調査の範囲

調査の時期に在職している職員

5 調査の項目

ア 基準学歴

イ 経験年数

ウ 年 齢

エ 適用給料表、級、号給

オ 扶養手当

カ 住居手当

キ 通勤手当

ク 単身赴任手当

ケ その他

6 調査結果

調査結果は、第1表から第13表に示すとおりである。

第1表

任命権者別、

任命権者		給料表	計	行政職	公安職	教育職(1)
			人	人	人	人
計			18,695	4,552	2,222	3,482
知事			3,746	3,329		4
議会議長			32	32		
選挙管理委員会			5	5		
代表監査委員			20	20		
教育委員会	本庁等		326	173		68
	県立高等学校等		3,697	271		3,409
	市町村立小中学校		8,334	425		
人事委員会			15	15		
警察本部長			2,516	278	2,222	1
海区漁業調整委員会			4	4		

(注)1 県立高等学校等には、特別支援学校が含まれている。

2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

給料表適用別職員数

教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
人	人	人	人	人
7,975	197	17	159	91
	174	17	135	87
73	10			2
14			3	
7,888			21	
	13			2

第2表

給 料 表 別

		計	行政職	公安職	教育職(1)
職員数(人)		18,695	4,552	2,222	3,482
扶養親族数(人)		20,520	5,613	3,013	3,801
職員一人当たり平均	給料月額(円)	6,739,605,161	1,545,323,910	723,938,211	1,268,919,036
	給料の調整額(円)	21,554,247	640,600	127,200	12,033,987
	教職調整額(円)	151,413,622			46,715,638
	給料の特別調整額(円)	92,954,830 (106,461,400)	24,354,800 (30,895,200)	5,370,620 (6,213,500)	10,635,895 (11,562,100)
	扶養手当(円)	194,534,500	53,913,000	30,590,500	35,486,000
	地域手当(円)	5,528,201	1,723,774	2,349,442	
	諸手当(円)	258,400,480	56,255,055	26,703,169	47,159,103
	給与総額(円)	7,463,991,041 (7,477,497,611)	1,682,211,139 (1,688,751,539)	789,079,142 (789,922,022)	1,420,949,659 (1,421,875,864)
	給料月額(円)	360,503	339,482	325,804	364,422
	給料の調整額(円)	1,152	140	57	3,456
	教職調整額等(円)	8,099			13,416
	給料の特別調整額(円)	4,972 (5,694)	5,350 (6,787)	2,417 (2,796)	3,054 (3,320)
	扶養手当(円)	10,405	11,843	13,767	10,191
	地域手当(円)	295	378	1,057	
諸手当(円)	13,818	12,356	12,016	13,541	
給与月額(円)	399,244 (399,966)	369,549 (370,986)	355,118 (355,497)	408,080 (408,346)	
扶養親族数(人)	13,000円該当	0.28	0.37	0.55	0.26
	11,000円該当	0.02	0.03	0.00	0.03
	6,500円該当	0.80	0.84	0.81	0.80
	(特定期間にある子)	0.27	0.27	0.27	0.26
	計	1.10	1.23	1.36	1.09
年齢(歳)	43.7	42.9	39.2	43.4	
経験年数(年)	22.0	22.4	18.7	20.9	
修学年数(年)	15.1	13.9	13.9	15.7	

- (注) 1 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。
2 給料の特別調整額には、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定められている管理職手当を含む。
3 ()内は、条例附則による減額前の額である。
4 「諸手当」とは、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき手当等

給 与 額 等

教育職（２）	研究職	医療職（１）	医療職（２）	医療職（３）
7,975	197	17	159	91
7,614	263	22	159	35
3,034,639,371	71,787,952	8,524,900	54,238,710	32,233,071
8,203,160		99,700	76,600	373,000
104,697,984				
50,469,755 (55,194,600)	1,022,820 (1,241,500)	743,655 (924,800)	357,285 (429,700)	
70,016,000	2,463,000	233,000	1,493,000	340,000
		1,454,985		
118,483,801	2,847,968	3,530,417	2,736,167	684,800
3,386,510,071 (3,391,234,916)	78,121,740 (78,340,420)	14,586,657 (14,767,802)	58,901,762 (58,974,177)	33,630,871 (33,630,871)
380,519	364,405	501,464	341,123	354,209
1,028		5,864	481	4,098
13,128				
6,328 (6,920)	5,191 (6,302)	43,744 (54,400)	2,247 (2,702)	
8,779	12,502	13,705	9,389	3,736
		85,587		
14,856	14,454	207,670	17,205	7,524
424,638 (425,230)	396,552 (397,663)	858,034 (868,690)	370,445 (370,900)	369,567 (369,567)
0.15	0.42	0.59	0.24	
0.03	0.01		0.03	0.05
0.77	0.90	0.71	0.73	0.32
0.29	0.21	0.29	0.24	0.20
0.95	1.33	1.30	1.00	0.37
45.6	43.6	47.6	43.5	44.4
23.2	20.8	19.6	20.6	22.6
15.8	15.9	18.0	15.5	15.1

及び寒冷地手当である。

第3表

給料表別、級別、

給料表	号給 級	計																											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
行政職	1	348					8			1	11		1	21	1	5		18	1	1	9	2	2	12		32	6		
	2	615					1					1	11	3	4	27	6	10	3	24	7	15	5	26	6	29	10	38	
	3	935												1						2		9	2	11	1	18	6	19	
	4	1,294																						1				2	
	5	883																											
	6	190	1									1					1												
	7	215																1											
	8	56																											
	9	16															2	2	1	2	2			1	4			1	
	10																												
公安職	1	353			18				8		8	1	9		29			1	15	34	1	8	28	6	28	23	7	30	
	2	323																		1	1	2	1	14	7	6	3	20	
	3	341												2				4	1	1	1	7			1	11	2	14	
	4	705																1						2		3		6	
	5	382																											
	6	53																											
	7	41							1																				
	8	15																											
	9	9																											
教育職 (1)	1	229										1							1	1					1		1		
	2	2,996	15		3		8	1	3	2	10		4	2	13	1	3	8	7	12	9	6	20	11	12	9	4	21	
	特2	21																											
	3	150																											
	4	86																											
教育職 (2)	1																												
	2	6,762													32		2	1	33			1	4	23	2	6	4	20	1
	特2	74																											
	3	591																											
	4	548															1	1			1	2	2		1	1	5	10	7
研究職	1	8																										1	
	2	27																3				2						1	
	3	140																		1	2	5	1		2	2	4	1	
	4	18																											
	5	4																											

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

号 給 別 職 員 数

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
8	4	31	10	3	2	30	2	3	6	31	13	5	22	2	15	2	8	3	6	3	4	1	1		1			1			
11	21	13	47	5	30	12	28	3	27	5	17	7	21	2	20	4	23	6	11	5	9	4	6	4	10	2	6		6	3	
3	29	6	20	9	36	7	31	8	31	6	40	9	36	18	29	6	26	20	30	19	26	14	12	10	14	15	33	9	32	4	
1	1		8		9	4	22	5	22	7	29	5	21	5	37	5	31	12	31	9	27	18	31	14	30	15	35	14	32	12	
																	1										1	1		2	
											4	1	19	15	33	8	14	16	8	14	10	8	11	10	7	10	8	4	5	2	2
		1	5	4	1	7	8	4	7	3	6	1	3	1	2		1	2													
1																															
15	7	7	6	14	5	8	3	7	5		4	5	2	2				1			1	2				2	1			1	
8	6	4	25	13	10	7	31	8	21	12	16	2	11	2	11	5	8	2	13	2	6	2	8		8		3	1	2		
2	6		8	2	12		10	1	17	2	17	2	17		22		13	1	15		18	2	19	2	10		9	11	1		
	3		12		6		12		7		9		4		9	1	9		8		9		8		10		7		7		
															1						2		5		2		2		4		
											6				1				2												
1		3	1	2	3		1	2	2	1	2	1	2	2	3	1	3	2	1	3	2	1	1		1	1	4	6	3	2	
8	19	6	23	13	14	4	25	7	22	8	19	8	26	13	31	10	30	14	26	16	24	18	31	14	38	11	31	18	35	11	
																							2	2	1	1	2	1	2	4	5
1	2	1		3	9	3	8	6	11	42																					
12	20	11	13	29	9	12	28	9	24	8	26	9	19	8	20	18	18	7	22	10	16	7	30	14	31	21	32	14	29	23	
5	11	19	17	18	15	16	30	25	25	336																					
		3				1				2								1													
	2							1		1	2						1	1			1		2	1	2		4				
2				2	1	1	3	3		1	2		3	1	1	2	1	1	5			4		8		1	1	4	2		
																					1					3		1	3		
		1						1	1		1																				

給料表	号給 級	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	
		行政職	1																												
2	3		3	2	1	5	1				1																				
3	21		6	25	7	22	5	18	9	14	5	19	4	14	8	12	5	6	11	8	3	1		3				3	2	5	
4	30		6	23	8	12	7	31	5	30	6	15	7	25	7	23	9	34	10	17	19	18	24	15	19	29	15	19	15	14	
5	4		1	3	2	3	2	13	2	8	1	8	5	7	16	12	17	19	13	12	14	9	26	4	16	5	19	9	91	6	
6				1				3	2	1	5	63	1	20	38	11	6	14	9	13											
7	2		1		2																										
8																															
9																															
10																															
公安職	1				1																										
	2	6	2	5		5	1	1				1																			
	3	7		9	1	9		6	4	1	7		6	2	5				3		4		2		2	1	3		4		
	4	5	1	8		11	1	6		13		4	1	4	3	11	2	4	5	11	1	7	2	8	2	7	1	7	2	13	
	5	4	4	2	3	7	4	3	2	6	3	8	7	5	5	7	10	8	7	4	3	7	9	8	16	6	10	4	16	5	
	6																								1					3	
	7												8				2		7	1	22										
	8				15																										
	9																														
教育職 (1)	1	4		4	1	1		1	1	2	1	7		2	1	6		3		7	1	3	2	4	2	4		4	3	4	
	2	34	23	26	10	42	16	23	13	25	15	39	18	32	19	42	19	37	14	38	14	29	15	38	15	28	22	55	36	29	
	特2																													1	
	3	5	5	5	7	7	14	7	5	6	14	2	12	5	9	3	7	2	3	4	8										
	4																														
教育職 (2)	1																														
	2	30	19	37	18	44	22	32	16	29	22	43	23	41	21	41	22	48	23	57	34	40	33	100	27	66	36	118	27	73	
	特2								1		1				3				1		3	7	8	6	3	4	3	3	4		
	3				1	1	3	9		7	2	8	10	16	6	17	14	17	20	20	18	22	14	15	26	29	17	21	11	21	
	4																														
研究職	1																														
	2		2												1																
	3	2	3	5	1		1	2	1	1	1		1	2		1	2	3	1		5	1	2		3	1	1		1		
	4	1	2		1	1	1	3	1																						
	5																														

87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	
	1																														
7	3	1	7	1	2	5	1	3	2		1	2	1	1	1				1					1		2					
13	7	8	9	24	10	236																									
34	14	483																													
	1		1																												
5	7	5	14	5	9	5	5	9	9	9	5	8	8	12	5	5	6	10	4	18	4	14	4	15	4	9	4	12	1	18	
15	6	12	2	14	6	14	13	10	5	86																					
	2	47																													
2	3		3	2			1	2	4	1	6	4	5		3	1	2	3	2	5	2	1	2	3	1	1		3	1	2	
27	26	25	32	21	35	30	33	28	22	49	26	34	20	23	33	30	56	26	48	24	37	38	22	34	40	24	31	40	26	34	
1				1	2	1	4		3	4		2	1	1																	
50	93	32	73	40	138	46	62	40	118	67	53	71	45	62	63	77	91	50	74	79	77	94	73	78	88	82	119	67	165	71	
2	2		3	2	3	2		2	3	2	1	1	1				1	1		1											
20	24	18	23	25	24	112																									
	3	1		1		27																									

給料表	給 級	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146		
		行政職	1																													
	2								4																							
	3																															
	4																															
	5																															
	6																															
	7																															
	8																															
	9																															
	10																															
公安職	1																															
	2																															
	3																															
	4	5	23	4	15	9	19	21	88																							
	5																															
	6																															
	7																															
	8																															
	9																															
教育職	1	1	2			1	1				2	1			1	2	1	1		2		1			3	2	2	1		5		
	2	28	25	22	30	33	18	29	14	25	9	21	18	25	11	20	15	14	18	18	106											
	特2																															
	3																															
(1)	4																															
教育職	1																															
	2	158	91	145	118	81	126	107	75	91	108	68	91	95	83	80	91	79	52	54	58	66	58	37	51	60	48	50	36	52		
	特2																															
	3																															
(2)	4																															
研究職	1																															
	2																															
	3																															
	4																															
	5																															

給料表	給 級	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
			医 療 職 (1)	1																								
	2	4				1																1					1	
	3	7																										
	4	6																										
医 療 職 (2)	1																											
	2	16									1			1	2					1	1	4			1			
	3	34										1		4						1	1					1	1	3
	4	20																										
	5	79																										
	6	5																										
	7	5																										
医 療 職 (3)	1																											
	2	7										3		1												1		1
	3	22													1									1		1		
	4	16																										
	5	46																										
	6																											

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
							1																								
						1							1											1	1					1	
																						1									
		1		2	1					1																					
			2	1		2		1	1	1	1	1	1	3				1	1	1	1	2							1		
				1				2	1		1	1	1	1	1	1	2	1			1	1									
							1	1		2	1			1						2	2			1		2			1		
																										4			1		
		1		2		2																									
		1																													
	1																														
	1		2	1	2					1	2				2	1		1			1			1			1	2			
																					1			2					1		

給料表	号給 級	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	
		医療職 (1)	1																												
	2																														
	3		1																1												
	4		1			2			2																						
医療職 (2)	1																														
	2																														
	3				1			1	1																						
	4					1						1							1			2									
	5	2		2		2		1	1	1	1	4			2	3	1	2	1		1	2	2		1	1	3		5		
	6																														
	7																														
医療職 (3)	1																														
	2																														
	3									1																					
	4							1							1	1	1				1	1							1		
	5				1		1			1			2					1		2	1		2		1	1			1	1	
	6																														

給料表	給 級	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	
		医療職(1)	1																												
	2																														
	3																														
	4																														
医療職(2)	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5																														
	6																														
	7																														
医療職(3)	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5																														
	6																														

147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	

第4表

給料表別、級別、

給料表	年齢 級	計	18歳未満	18歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
行政職	計	4,552 人		8	11	24	20	40	53	43	39	40	49	57	66	86	79	110	116	118	117	142	110
	1	348		8	11	24	20	40	53	42	39	40	38	16	8	5	1	2					1
	2	615								1			11	41	57	80	78	85	76	65	39	30	22
	3	935														1		23	40	51	77	111	74
	4	1,294																		1			14
	5	883																					
	6	190														1					1	1	
	7	215																					
	8	56																					
	9	16																					
10																							
公安職	計	2,222		18	15	37	17	62	69	50	66	69	70	77	66	91	58	64	81	49	58	42	37
	1	353		18	15	37	17	62	69	47	27	20	12	7	7	4	4	2	4		1		
	2	323								3	34	43	47	55	33	35	16	18	21	10	3	4	
	3	341									5	6	11	15	24	45	31	31	42	20	29	20	17
	4	705														2	6	7	13	14	19	25	18
	5	382																					
	6	53																					
	7	41															1						
	8	15																					
9	9																						
教育職(1)	計	3,482				1		15	14	24	19	28	29	36	64	50	77	85	97	113	103	113	121
	1	229				1		1	3	3	2	4	5	4	7	3	13	14	7	7	9	14	17
	2	2,996						14	11	21	17	24	24	32	57	47	64	71	90	106	94	99	104
	特2	21																					
	3	150																					
4	86																						
教育職(2)	計	7,975						32	36	28	36	36	49	56	72	59	81	82	94	115	128	144	173
	1																						
	2	6,762						32	36	28	36	36	49	56	72	59	81	82	94	115	128	144	173
	特2	74																					
	3	591																					
4	548																						

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

年 齡 別 職 員 数

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歳 以上	平均年齢
152	195	183	185	163	175	175	123	137	138	147	147	107	111	120	147	125	146	168	145	127	108		42.9 歳
																							24.0
13	5	4	2			1				1	1		1	1			1						32.3
100	134	85	77	44	36	27	18	9	8	8	5	2		2	2			1					38.5
38	56	94	106	118	134	113	76	78	75	75	62	44	35	49	42	25	17	18	11	8	5		45.3
					5	34	29	48	54	57	66	46	52	39	65	64	79	83	67	50	45		52.1
								2		6	11	9	15	11	16	8	15	28	27	18	21		54.2
1											2	6	8	18	20	23	27	27	28	30	25		55.3
									1							2	5	5	7	10	16	10	56.8
				1														2	4	2	5	2	56.1
33	41	32	31	45	40	44	25	45	56	56	50	54	51	68	68	74	67	82	62	60	42		39.2
																							23.2
1																							28.6
12	13	8	3	3	4	1				1													32.9
20	27	18	24	31	29	28	12	20	35	28	25	22	28	28	39	32	34	37	22	25	17		46.3
	1	6	4	11	7	15	13	25	20	27	21	25	17	30	20	25	27	30	26	16	16		51.0
											1	3	7	3	8	5	7	3	5	4	4	3	53.6
											1		3	2	4	8	1	6	5	6	4		54.6
																	2	1	3	3	5	1	56.7
																		1	1	2	4	1	57.3
112	120	119	110	138	148	141	128	125	103	129	138	116	108	101	109	94	103	78	65	114	94		43.4
10	7	13	10	10	14	10	4	6	3	3	6	3	9	1	3	1		2					38.0
102	113	106	100	128	134	131	124	119	97	124	122	96	76	79	83	68	74	58	48	78	61		42.8
												1	1	1	4	5	2		1	4	2		54.9
									3	2	10	16	22	20	17	15	16	7	7	10	5		53.0
																2	5	11	11	9	22	26	57.2
229	265	294	294	284	352	349	362	372	386	392	350	394	344	365	364	315	288	247	185	163	160		45.6
229	265	294	294	284	352	345	355	360	359	355	293	305	262	260	254	198	155	127	85	57	53		44.1
						4	7	11	8	10	6	8	4	4	7	1	1		3				48.8
								1	19	27	49	78	66	59	66	60	55	40	27	28	16		52.6
											2	3	12	42	37	56	77	80	70	78	91		55.9

給料表	年齢 級	計	18 歳未 満	18 歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
研究職	計	197						1	2	2	1	3	1	2	2	1	2		4	8	11	6	6	
	1	8						1	2	2	1	1										1		
	2	27										2	1	2	2	1	2		4	4	4	3	1	
	3	140																		4	7	2	5	
	4	18																						
	5	4																						
医療職 (1)	計	17													1				1				2	
	1																							
	2	4													1				1				2	
	3	7																						
	4	6																						
医療職 (2)	計	159								1	2	3		2	4	4	5	2	4	8	4	1	6	
	1																							
	2	16								1	2	3		2	2	2	2	1						
	3	34													2	2	3	1	4	7	3	1	2	
	4	20																		1	1		4	
	5	79																						
	6	5																						
	7	5																						
医療職 (3)	計	91						1	2		1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	
	1																							
	2	7						1	2		1	1	1	1										
	3	22														1	1	1	2	2	2	2	3	
	4	16																						
	5	46																						
	6																							
全給料表	18,695		26	26	62	37	151	176	148	164	180	199	231	276	292	303	345	399	413	423	453	456		

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歲 以上	平均年齡	
4	9	2	11	10	8	14	4	8	11	8	4	5	1	3	10	2	7	9	6	5	4		43.6 歲	
																								25.4
			1																					32.6
4	9	2	10	10	8	14	4	8	11	8	4	5	1	2	9	1	5	4	1		2		44.8	
														1	1	1	2	4	4	4	1		56.2	
																		1	1	1	1		57.5	
			1	2				1		1		1	1				1	1		1		3	47.6	
																								33.5
			1	2				1		1			1					1					46.6	
												1					1			1		3	58.3	
6	7	3	4	4	4	6	4	6	8	12	5	3	4	5	5	3	3	9	5	3	4		43.5	
																								28.7
	1																							34.9
3	1	1	3			1																		40.3
3	2	1	1	1	1	1	1		2	1														49.4
	3	1		3	3	4	3	6	6	11	5	3	4	4	4	3	3	5	3	2	3		55.2	
														1	1			2			1		56.8	
																		2	2	1				44.4
4		1	3		4	3	4	6	4	3	2	5	2	7	2	3	5		1	5	3		24.9	
																								35.3
2		1	1		1																			45.5
2			2		3	1	2	2						2	1					1				51.3
						2	2	4	4	3	2	5	2	5	1	3	5		1	4	3			
540	637	634	639	646	731	732	650	700	706	748	696	685	622	669	705	616	620	594	469	478	415	3	43.7	

第5表

給料表別、級別、学歴別職員数

給料表	学歴	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学 年数
	級						
計	人員数	18,695 人	14,154 人	978 人	3,554 人	9 人	15.1 年
	構成比	100.0 %	75.7 %	5.3 %	19.0 %	0.0 %	%
行政職	計	4,552	2,183	68	2,292	9	13.9
	1	348	163	18	167		14.0
	2	615	239	2	373	1	13.6
	3	935	408	2	522	3	13.7
	4	1,294	583	3	705	3	13.8
	5	883	423	28	430	2	14.0
	6	190	122	8	60		14.7
	7	215	176	6	33		15.3
	8	56	53	1	2		15.8
	9	16	16				16.0
	10						
構成比	100.0 %	48.0 %	1.4 %	50.4 %	0.2 %	%	
公安職	計	2,222	1,020	109	1,093		13.9
	1	353	104	43	206		13.4
	2	323	206	22	95		14.7
	3	341	205	18	118		14.5
	4	705	273	17	415		13.6
	5	382	165	5	212		13.8
	6	53	25	1	27		13.9
	7	41	24	2	15		14.4
	8	15	11	1	3		15.1
	9	9	7		2		15.1
	構成比	100.0 %	45.9 %	4.9 %	49.2 %		%
教育職(1)	計	3,482	3,202	116	164		15.7
	1	229	59	73	97		13.7
	2	2,996	2,888	43	65		15.9
	特2	21	21				16.0
	3	150	148		2		15.9
	4	86	86				16.0
	構成比	100.0 %	92.0 %	3.3 %	4.7 %		%
教育職(2)	計	7,975	7,367	608			15.8
	1						
	2	6,762	6,175	587			15.8
	特2	74	74				16.0
	3	591	578	13			16.0
	4	548	540	8			16.0
	構成比	100.0 %	92.4 %	7.6 %			%

給料表	学歴		計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学年数
	級							
研究職	計		197	191	3	3		15.9 年
	1		8	8				16.0
	2		27	27				16.0
	3		140	136	3	1		15.9
	4		18	16		2		15.6
	5		4	4				16.0
	構成比		100.0 %	97.0 %	1.5 %	1.5 %		
医療職(1)	計		17	17				18.0
	1							
	2		4	4				18.0
	3		7	7				18.0
	4		6	6				18.0
	構成比		100.0 %	100.0 %				
医療職(2)	計		159	119	40			15.5
	1							
	2		16	8	8			15.0
	3		34	23	11			15.4
	4		20	15	5			15.5
	5		79	63	16			15.6
	6		5	5				16.0
	7		5	5				16.0
	構成比		100.0 %	74.8 %	25.2 %			
医療職(3)	計		91	55	34	2		15.1
	1							
	2		7	7				16.0
	3		22	11	11			15.0
	4		16	2	14			14.1
	5		46	35	9	2		15.4
	6							
	構成比		100.0 %	60.4 %	37.4 %	2.2 %		

- (注) 1 学歴区分は、行政職、教育職(1)、教育職(2)、研究職、医療職(1)、医療職(2)及び医療職(3)の各給料表においては初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年岩手県人事委員会規則第12号)別表第2の級別資格基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分(この場合において、医療職(2)の「短大3卒」は「短大卒」に含めた。)、公安職給料表においては同規則別表第3の学歴免許等資格区分表の学歴免許等の資格に対応する基準学歴区分によるものである。
- 2 平均修学年数は、前記の学歴区分に対応する修学年数により算出したものである。ただし、医療職(1)にあつては大学卒18年、医療職(3)にあつては短大卒14年、高校卒11年とした。

第6表

給 料 表 別

区分 級	行政職					公安職				
	人員	職員1人当たり平均				人員	職員1人当たり平均			
		給料月額	年齢	経験年数	修学年数		給料月額	年齢	経験年数	修学年数
計	人 4,552	円 339,482	歳 42.9	年 22.4	年 13.9	人 2,222	円 325,804	歳 39.2	年 18.7	年 13.9
1	348	178,333	24.0	3.7	14.0	353	198,745	23.2	3.3	13.4
2	615	239,558	32.3	12.2	13.6	323	240,680	28.6	7.0	14.7
3	935	306,738	38.5	18.2	13.7	341	276,870	32.9	11.4	14.5
4	1,294	371,300	45.3	24.9	13.8	705	378,977	46.3	26.1	13.6
5	883	406,047	52.1	31.5	14.0	382	421,455	51.0	30.7	13.8
6	190	420,725	54.2	32.9	14.7	53	442,215	53.6	33.2	13.9
7	215	444,687	55.3	33.2	15.3	41	454,009	54.6	33.8	14.4
8	56	470,696	56.8	34.0	15.8	15	470,930	56.7	35.4	15.1
9	16	514,200	56.1	32.9	16.0	9	481,953	57.3	35.9	15.1
10										

区分 級	教育職(1)					教育職(2)				
	人員	職員1人当たり平均				人員	職員1人当たり平均			
		給料月額	年齢	経験年数	修学年数		給料月額	年齢	経験年数	修学年数
計	人 3,482	円 364,422	歳 43.4	年 20.9	年 15.7	人 7,975	円 380,519	歳 45.6	年 23.2	年 15.8
1	229	279,644	38.0	17.5	13.7					
2	2,996	362,856	42.8	20.3	15.9	6,762	369,405	44.1	21.7	15.8
特2	21	437,112	54.9	32.3	16.0	74	409,334	48.8	26.3	16.0
3	150	447,448	53.0	30.5	15.9	591	429,533	52.6	30.0	16.0
4	86	482,146	57.2	34.5	16.0	548	460,908	55.9	33.3	16.0

級 別 給 料 額 等

区分 級	研究職					医療職(1)				
	人員	職員1人当たり平均				人員	職員1人当たり平均			
		給料月額	年齢	経験年数	修学年数		給料月額	年齢	経験年数	修学年数
計	人 197	円 364,405	歳 43.6	年 20.8	年 15.9	人 17	円 501,464	歳 47.6	年 19.6	年 18.0
1	8	192,450	25.4	3.0	16.0					
2	27	275,085	32.6	9.8	16.0	4	382,375	33.5	6.8	18.0
3	140	379,336	44.8	21.8	15.9	7	504,385	46.6	20.6	18.0
4	18	432,767	56.2	34.1	15.6	6	577,450	58.3	27.2	18.0
5	4	481,025	57.5	35.0	16.0					

区分 級	医療職(2)					医療職(3)				
	人員	職員1人当たり平均				人員	職員1人当たり平均			
		給料月額	年齢	経験年数	修学年数		給料月額	年齢	経験年数	修学年数
計	人 159	円 341,123	歳 43.5	年 20.6	年 15.5	人 91	円 354,209	歳 44.4	年 22.6	年 15.1
1										
2	16	212,793	28.7	6.4	15.0	7	210,857	24.9	2.1	16.0
3	34	270,338	34.9	11.9	15.4	22	285,290	35.3	13.1	15.0
4	20	322,923	40.3	17.7	15.5	16	359,214	45.5	24.7	14.1
5	79	391,471	49.4	26.4	15.6	46	407,244	51.3	29.5	15.4
6	5	415,617	55.2	32.6	16.0					
7	5	435,940	56.8	33.8	16.0					

第7表 行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平 均 給 料 額	人 員	平 均 給 料 額
計		人 2,183 (70,833)	円 342,404 (317,082)	人 2,292 (56,940)	円 336,310 (346,883)
1年未満		35 (988)	172,637 (179,865)	9 (435)	140,466 (141,297)
1年以上 2年未満		35 (1,458)	179,508 (185,392)	12 (315)	144,725 (145,008)
2年以上 3年未満		29 (1,672)	186,317 (193,350)	26 (271)	150,319 (149,950)
3年以上 5年未満		59 (3,691)	193,657 (206,155)	31 (527)	157,619 (162,756)
5年以上 7年未満		33 (4,583)	207,345 (222,041)	26 (453)	171,196 (180,011)
7年以上 10年未満		131 (7,827)	235,003 (244,828)	50 (1,056)	194,243 (200,598)
10年以上 15年未満		378 (12,940)	275,525 (284,194)	236 (2,507)	226,747 (235,755)
15年以上 20年未満		381 (12,901)	336,149 (337,093)	229 (7,414)	273,416 (287,686)
20年以上 25年未満		424 (10,123)	377,331 (382,259)	507 (10,376)	330,836 (327,839)
25年以上 30年未満		278 (8,087)	406,263 (410,838)	321 (11,204)	368,451 (366,543)
30年以上 35年未満		303 (5,352)	434,994 (421,763)	359 (11,737)	393,746 (391,006)
35年以上		97 (1,211)	450,836 (427,834)	486 (10,645)	414,353 (413,623)

(注) ()内は、人事院が調査した全国数値である。なお、平均給料額については、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の額である。

第 8 表

扶養手当の支給状況

区分	扶養手当 支給職員数 (人)	受給者 1 人 当たりの平 均手当額 (円)	支給額別扶養親族数 【 】内は手当額			
			配偶者 (人)	配偶者のな い職員の扶 養親族のう ちの 1 人 (人)	扶養親族で ある子、父 母等(人)	計(人)
給料表			【13,000円】	【11,000円】	【6,500円】	
計	9,666	20,125	5,156	459	14,905	20,520 [5,115]
行政職	2,608	20,672	1,662	119	3,832	5,613 [1,218]
公安職	1,421	21,527	1,221	11	1,781	3,013 [604]
教育職(1)	1,772	20,025	908	95	2,798	3,801 [890]
教育職(2)	3,632	19,277	1,234	222	6,158	7,614 [2,301]
研究職	121	20,355	83	2	178	263 [41]
医療職(1)	12	19,416	10		12	22 [5]
医療職(2)	80	18,662	38	5	116	159 [38]
医療職(3)	20	17,000		5	30	35 [18]

- (注) 1 本表において「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者を示している。
 2 「計」欄の【 】内は、5,000円加算の対象となる満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子の数を内数で示している。

第 9 表

給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給者計	受給者 1 人 当たりの平 均手当月額
機関等 旧支給割合	25%	20%	18~16%	16%	14~12%	12~8%		
本庁における主な職	部長	副部長	参事	総括課長	課長	担当課長		
受給者	人 15	人 63	人 39	人 269	人 880	人 591	人 1,857	円 50,056 (57,329)

- (注) 1 「旧支給割合」とは、給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第11号）による改正前の支給割合である。
 2 管理職手当の支給を受ける職員については、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第12号）による改正前の支給割合に対応する区分により分類している。
 3 ()内は、条例附則による減額前の額である。
 4 区分が5種の課長は、職務の級が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）第3条第2項に規定する級別職務区分表により行政職給料表の6級及び7級に分類される職である。

第10表

職 員 の 住 居 施

1 住居の種類別等利用状況

区分 給料表	公団・公営住宅	民間賃貸住宅	間借り	下宿	計	単身赴任職員の配偶者等の住宅(借家等)
	人	人	人	人	人	人
計	13	4,004	1	4	4,022	64
行政職	2	877			879	26
公安職	2	249			251	21
教育職(1)	2	980		3	985	11
教育職(2)	7	1,811	1	1	1,820	4
研究職		42			42	
医療職(1)		4			4	1
医療職(2)		30			30	1
医療職(3)		11			11	

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。
 2 「単身赴任職員の配偶者等の住宅」とは、単身赴任手当を支給される職員が配偶者等の居住のために
 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 住居の種類別等住居費負担状況

区分 家賃額	計	12千円未満	12	13	15	17	19	21	23	25	27
			}	}	}	}	}	}	}	}	}
			13	15	17	19	21	23	25	27	29
公団・公営住宅	13人								2	2	2
民間賃貸住宅	4,004人				2		8	2	1	9	7
間借り	1人										
下宿	4人							2	1	1	
計	4,022人				2		8	4	4	12	9
累計	人員				2	2	10	14	18	30	39
	比率	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	0.4	0.7	1.0
単身赴任職員の配偶者等の住宅	64人										

(注) 住居手当を受給している職員のみを対象としている。

3 住居手当の支給状況

区分 受給者数・平均手当月額	借家・借間				単身赴任職員の配偶者等の住宅(借家等)
	11千円未満	11千円以上 } 27千円未満	27千円	小計	
手当受給者数	14人	2,054人	1,954人	4,022人	64人
受給者1人当たりの平均手当月額	24,699円				12,921円

設 の 利 用 状 況

借り受けている住宅等をいう。

29 }	31 }	33 }	35 }	37 }	39 }	41 }	43 }	45 }	47 }	49 }	51 }	53 }	55千円 以 上
31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55	
							1	4	2				
45	12	18	62	67	191	78	112	262	208	457	233	276	1,954
1													
46	12	18	62	67	191	78	113	266	210	457	233	276	1,954
85	97	115	177	244	435	513	626	892	1,102	1,559	1,792	2,068	4,022
2.1	2.4	2.9	4.4	6.1	10.8	12.8	15.6	22.2	27.4	38.8	44.6	51.4	100.0
1					2	1		4		5	2	3	46

職 員 の 通

1 通勤手当の受給者の状況

給料表	区 分	計	交通機関等利用者			
			鉄道	バス	併用者等	計
	計	14,807 人	431 人	984 人	240 人	1,655 人
	行 政 職	3,296	263	649	170	1,082
	公 安 職	1,366	68	220	2	290
	教 育 職 (1)	2,843	58	43	36	137
	教 育 職 (2)	6,938	33	58	21	112
	研 究 職	170		6	4	10
	医 療 職 (1)	3	1			1
	医 療 職 (2)	129	6	5	4	15
	医 療 職 (3)	62	2	3	3	8

(注) 1 高速自動車国道を利用する職員にあっては、交通用具使用者として調査した。
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 交通機関等利用者の所要運賃額別職員数

給料表	運賃額	計	12千円	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34
			未満	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}
行 政 職	1,405 人	730	120	94	25	36	13	21	4	44	9	5	6	15	
公 安 職	302 人	209	69	10	6	5		1		1	1				
教 育 職 (1)	293 人	56	12	9	7	11	2	3	8	3	1	11		11	
教 育 職 (2)	175 人	53	26	8	6	5	4	4	3	1	4	1	3	12	
研 究 職	14 人	5	3		1		1		1					1	
医 療 職 (1)	2 人	1		1											
医 療 職 (2)	27 人	9	2		1			1				2		1	
医 療 職 (3)	19 人	2	2					1		1				1	
計	2,237 人	1,065	234	122	46	57	20	31	16	50	15	19	10	40	
累 計	人員	人	1,065	1,299	1,421	1,467	1,524	1,544	1,575	1,591	1,641	1,656	1,675	1,685	1,725
計	比率	%	47.6	58.1	63.5	65.6	68.1	69.0	70.4	71.1	73.4	74.0	74.9	75.3	77.1

(注) 1 所要運賃額は、通勤手当に関する規則第7条の規定による額（交通機関等と交通用具との併用者にあっては、併用者等と交通用具との併用者として調査した。）
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

勤 の 状 況

交通用具使用者				交通機関等と交通用具併用者			
自動車	オートバイ等	自転車	計	自動車	オートバイ等	自転車	計
11,963 人	79 人	528 人	12,570 人	415 人	18 人	149 人	582 人
1,488	31	372	1,891	196	13	114	323
930	40	94	1,064	7	1	4	12
2,521	4	25	2,550	138	3	15	156
6,739	3	21	6,763	53	1	9	63
147		9	156	3		1	4
1			1	1			1
98		4	102	6		6	12
39	1	3	43	11			11

36 }	38 }	40 }	42 }	44 }	45 }	46 }	48 }	50 }	55 }	60 }	65 }	70 }	75 }	80 }	85 }	90千円 }
38	40	42	44	45	46	48	50	55	60	65	70	75	80	85	90	以上
2	2	7		1		1	15	64	9	74	27	55	11	2	1	12
	2	1	1	1	1	1	5	8	11	56	16	41	5	7		3
2				1				3	4	16	9	10				
										1						1
									1	4	1	2	2		1	
							1	1	1	3	1	3	1			1
4	4	8	1	3	1	2	21	76	26	154	54	111	19	9	2	17
1,729	1,733	1,741	1,742	1,745	1,746	1,748	1,769	1,845	1,871	2,025	2,079	2,190	2,209	2,218	2,220	2,237
77.3	77.5	77.8	77.9	78.0	78.1	78.1	79.1	82.5	83.6	90.5	92.9	97.9	98.7	99.2	99.2	100.0

は、交通機関等に係る額のみ)により調査した。

3 交通用具の使用距離別職員数

距 離		計	4 k m	4	6	8	10	12	14	16	18	20
			未満	}	}	}	}	}	}	}	}	}
交通用具				6	8	10	12	14	16	18	20	22
自 動 車		12,378 人	1,803	1,531	1,283	1,141	873	770	643	583	491	365
オ ー ト バ イ 等		97 人	38	24	26	4	1	1		3		
自 転 車		677 人	575	77	13	2	3	1	3	2		1
計		13,152 人	2,416	1,632	1,322	1,147	877	772	646	588	491	366
累 計	人 員	人	2,416	4,048	5,370	6,517	7,394	8,166	8,812	9,400	9,891	10,257
	比 率	%	18.4	30.8	40.8	49.6	56.2	62.1	67.0	71.5	75.2	78.0

- (注) 1 交通機関等と交通用具の併用者については、交通用具の使用距離により調査した。
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

4 高速自動車国道利用者の所要料金額別職員数

料金額		計	20千円	20	25	30	35	40	45	50	55	60	70	80千円
			未満	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	以上
給料表				25	30	35	40	45	50	55	60	70	80	
計		192 人	46	15	49	39	24	8	1	10				
行 政 職		47 人	6	7	15	10	6	1	1	1				
公 安 職		1 人	1											
教 育 職 (1)		103 人	35	6	19	21	9	5		8				
教 育 職 (2)		25 人	3	1	8	6	6	1						
研 究 職		5 人	1	1	3									
医 療 職 (1)		0 人												
医 療 職 (2)		11 人			4	2	3	1		1				
医 療 職 (3)		0 人												

- (注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

22 }	24 }	26 }	28 }	30 }	32 }	34 }	36 }	38 }	40 }	45 }	50 }	55 }	60 k m 以上
24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60	以上
329	298	263	218	205	181	138	157	126	268	198	146	72	296
329	298	263	218	205	181	138	157	126	268	198	146	72	296
10,586	10,884	11,147	11,365	11,570	11,751	11,889	12,046	12,172	12,440	12,638	12,784	12,856	13,152
80.5	82.8	84.8	86.4	88.0	89.3	90.4	91.6	92.5	94.6	96.1	97.2	97.7	100.0

5 通勤手当の支給状況

区分 給料表	交通機関等					交通用具							
	手当受給者数				受給者 1人当 たりの 平均手 当月額	手当受給者数							受給者 1人当 たりの 平均手 当月額
	45千円 未満	45千円 以上 }	65千円 未満	小計		4 k m 未満	4 k m 以上 }	10 k m 以上 }	20 k m 以上 }	40 k m 以上 }	60 k m 以上	小計	
計	人 1,745	人 473	人 19	人 2,237	円 21,404	人 2,416	人 4,101	人 3,374	人 2,281	人 684	人 296	人 13,152	円 9,317
行政職	1,134	258	13	1,405	19,712	684	557	407	340	160	66	2,214	9,340
公安職	302			302	9,555	339	355	241	127	12	2	1,076	6,312
教育職(1)	139	151	3	293	37,245	461	796	534	521	237	157	2,706	11,575
教育職(2)	133	42		175	25,279	868	2,304	2,104	1,237	252	61	6,826	8,825
研究職	12	1	1	14	22,069	28	51	39	26	15	1	160	9,811
医療職(1)	2			2	12,539	1	1					2	3,350
医療職(2)	16	10	1	27	31,417	17	22	34	25	8	8	114	13,794
医療職(3)	7	11	1	19	41,119	18	15	15	5		1	54	6,692

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第12表

単身赴任手当の支給状況

1 給料表別、任命権者別単身赴任手当受給者数

区分 任命権者	受給者数								計
	行政職	公安職	教育職 (1)	教育職 (2)	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	
計	382	328	221	412	15	4	12	5	1,379
知事	330				15	4	12	5	366
教育委員会	45		221	412					678
本庁等	11		3	7					21
高等学校等	21		218						239
小・中学校	13			405					418
警察本部長	6	328							334
その他	1								1

2 給料表別、支給額別単身赴任手当受給者数

区分 支給額	受給者数								計
	行政職	公安職	教育職 (1)	教育職 (2)	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	
計	382	328	221	412	15	4	12	5	1,379
23,000円 100km未満	118	189	80	195	5		6	1	594
29,000円 100km以上 150km未満	227	100	116	154	9	2	6	3	617
30,500円 150km以上 200km未満	25	14	17	48	1			1	106
32,000円 200km以上 250km未満	2	2	5	8		1			18
33,500円 250km以上 300km未満		1	1	3					5
35,000円 300km以上 500km未満		1		2					3
41,000円 500km以上 700km未満	7	5	2	2					16
47,000円 700km以上 900km未満		2				1			3
53,000円 900km以上 1,100km未満	1								1
58,000円 1,100km以上 1,300km未満	1	3							4
63,000円 1,300km以上 1,500km未満		7							7
68,000円 1,500km以上	1	4							5

(注) 「支給額」欄中の距離数は、各々の支給額に対応する距離区分を示している。

第13表

再任用職員の適用給料表別、級別人員数

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7
行政職給料表	36 人	人	人	36 人	人	人	人	人
公安職給料表	14			3	10	1		
教育職給料表(1)	45	12	33					
研究職給料表	2		2					
医療職給料表(2)	2			2				
給料表計	99							

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7
行政職給料表	35 人	人	35 人	人	人	人	人	人
教育職給料表(2)	8		8					
給料表計	43							

2 職種別民間給与実態調査関係

平成 24 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成 24 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関及び方法

本委員会及び人事院の職員等が調査該当事業所において、事業所の給与担当者に面接して調査を行った。

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（ア～ソ）に分類された 389 事業所

ア 漁業	サ 学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの）
イ 鉱業、採石業、砂利採取業	シ 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）
ウ 建設業	ス 教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）
エ 製造業	セ 医療、福祉（中分類の医療業及び社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）
オ 電気・ガス・熱供給・水道業	ソ サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
カ 情報通信業	
キ 運輸業、郵便業	
ク 卸売業、小売業	
ケ 金融業、保険業	
コ 不動産業、物品賃貸業	

(2) 調査対象職種

78 職種（うち初任給関係職種 19）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記 3 の (1) の事業所を組織、規模、産業によって 10 層に層化し、これらの層から 126 事業所を無作為抽出法により抽出したが、調査の完結した事業所は、第 14 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数に上る時は、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

(3) 調査実人員

4,043 人(うち初任給関係職種 126 人)であるが、行政職に相当する調査実人員は 3,007 人である。

なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は 15,989 人であり、うち、行政職に相当するものは 9,420 人である。

5 調査結果

調査結果は、第 14 表から第 24 表に示すとおりである。

第14表

産業別、規模別調査事業所数

産業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計		事業所 115	事業所 34	事業所 58	事業所 23
建 設 業		5	3	1	1
製 造 業		70	16	34	20
電気・ガス・熱供給・水道業		2	2	-	-
情報通信業		7	3	4	-
運輸業、郵便業		7	2	3	2
卸売業、小売業		7	-	7	-
金融業、保険業		4	3	1	-
上 記 以 外		13	5	8	-

- (注) 1 上記のほか、実地調査において、規模が調査の対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が10所あった。
- 2 調査対象事業所126事業所から規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた125事業所に占める調査完了事業所115所の割合(調査完了率)は、92.0%。

第15表

職 種 別 に み た

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成24年4月分平均支給額		
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長	(770)	(52.1)	(759,101)	(1,446)	(757,655)
	3	56.9	559,854	0	559,854
工 場 長	(636)	(53.0)	(693,209)	(2,337)	(690,872)
	6	53.8	725,474	503	724,971
事 務 部 長	(13,647)	(51.8)	(775,114)	(1,029)	(774,085)
	81	53.1	629,287	127	629,160
技 術 部 長	(8,922)	(51.6)	(659,660)	(1,800)	(657,860)
	47	52.5	605,245	84	605,161
事 務 部 次 長	(4,714)	(50.5)	(631,755)	(3,077)	(628,678)
	40	52.9	610,566	0	610,566
技 術 部 次 長	(2,998)	(49.8)	(617,683)	(2,388)	(615,295)
	4	47.1	500,891	0	500,891
事 務 課 長	(25,513)	(47.7)	(577,150)	(6,033)	(571,117)
	186	49.5	580,775	6,516	574,259
技 術 課 長	(22,153)	(47.7)	(551,888)	(5,738)	(546,150)
	154	48.7	525,668	7,224	518,444
事 務 課 長 代 理	(7,747)	(44.2)	(536,300)	(55,921)	(480,379)
	100	46.0	535,048	38,857	496,191
技 術 課 長 代 理	(5,447)	(45.5)	(482,162)	(32,666)	(449,496)
	25	50.0	422,487	31,694	390,793
事 務 係 長	(29,083)	(43.6)	(457,395)	(50,947)	(406,448)
	265	46.4	403,363	37,121	366,242
技 術 係 長	(23,981)	(43.2)	(479,117)	(67,198)	(411,919)
	133	47.6	439,238	52,235	387,003
事 務 主 任	(20,305)	(39.9)	(419,050)	(62,485)	(356,565)
	155	44.9	375,944	36,485	339,459
技 術 主 任	(18,161)	(40.8)	(428,336)	(67,227)	(361,109)
	109	42.5	396,426	63,906	332,520
事 務 係 員	(118,009)	(35.0)	(320,575)	(37,475)	(283,100)
	933	37.7	269,431	25,309	244,122
技 術 係 員	(85,443)	(34.0)	(348,023)	(58,713)	(289,310)
	766	35.2	317,899	44,854	273,045

(注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。

民 間 給 与 額 等

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	第16表参照
構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	同 上
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	同 上
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直屬し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直屬し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同 上
係の長及び係長級専門職	同 上
	同 上
	同 上

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成24年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
技能・ 労務関係 職種	電話交換手	(69) 4	(45.4) 52.5	(304,048) 384,683	(6,401) 0	(297,647) 384,683
	自家用乗用自動車 運転手	(240) X	(51.2) 55.9	(391,701) 296,744	(67,283) 4,093	(324,418) 292,651
	守 衛	(561) 3	(49.8) 56.8	(393,145) 393,042	(42,399) 19,609	(350,746) 373,433
	用 務 員	(315) 27	(50.9) 53.5	(327,138) 371,060	(14,374) 17,839	(312,764) 353,221
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副学長 ・ 学部 長	(300) 3	(61.0) 62.8	(850,276) 833,217	(6,488) 10,000	(843,788) 823,217
	大 学 教 授	(2,320) 18	(57.5) 56.7	(731,951) 604,193	(9,440) 8,444	(722,511) 595,749
	大 学 准 教 授	(1,717) 19	(46.7) 49.8	(589,494) 537,795	(6,488) 14,358	(583,006) 523,437
	大 学 講 師	(1,119) 28	(43.3) 45.4	(503,997) 511,177	(5,583) 35,105	(498,414) 476,072
	大 学 助 教	(609) 37	(39.4) 44.3	(451,993) 444,744	(5,226) 33,615	(446,767) 411,129
	大 学 助 手	(244) -	(41.6) -	(427,417) -	(2,903) -	(424,514) -
	高 等 学 校 校 長	(57) -	(60.6) -	(742,387) -	(2,448) -	(739,939) -
	高 等 学 校 教 頭	(222) X	(55.0) 54.5	(643,536) 528,453	(4,376) 0	(639,160) 528,453
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	(37) -	(54.6) -	(653,672) -	(2,338) -	(651,334) -
	高 等 学 校 指 導 教 諭	(4) -	(52.1) -	(595,139) -	(0) -	(595,139) -
高 等 学 校 教 諭	(2,893) 38	(44.4) 44.1	(495,757) 359,161	(3,442) 0	(492,315) 359,161	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	(71) -	(53.1) -	(827,481) -	(268) -	(827,213) -
	研 究 部 (課) 長	(1,246) 18	(49.7) 53.7	(654,573) 643,765	(2,596) 534	(651,977) 643,231
	研 究 室 (係) 長	(919) 5	(45.6) 45.5	(552,871) 567,145	(22,425) 89,783	(530,446) 477,362
	主 任 研 究 員	(2,261) 35	(43.6) 46.5	(553,941) 518,507	(44,503) 6,969	(509,438) 511,538
	研 究 員	(4,078) 29	(34.2) 32.0	(386,385) 324,203	(46,883) 43,715	(339,502) 280,488
	研 究 補 助 員	(751) 11	(34.5) 36.3	(327,070) 352,260	(37,873) 5,555	(289,197) 346,705

(注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。

備

考

見習、外国語の電話交換手を除く。

構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)

2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長

構成員3人以上の室(係)の長

下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成24年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	(92) X	(60.2) 72.5	(1,667,214) 1,194,534	(55,947) 0	(1,611,267) 1,194,534
	副 院 長	(240) X	(56.1) 51.5	(1,485,083) 1,240,109	(85,278) 47,866	(1,399,805) 1,192,243
	医 科 長	(737) X	(49.9) 56.5	(1,267,277) 2,061,695	(143,458) 33,495	(1,123,819) 2,028,200
	医 師	(1,410) 7	(41.2) 45.7	(1,006,125) 1,234,651	(105,621) 71,625	(900,504) 1,163,026
	歯 科 医 師	(52) -	(44.9) -	(782,616) -	(35,466) -	(747,150) -
	薬 局 長	(277) 4	(49.7) 59.0	(488,071) 525,364	(22,446) 0	(465,625) 525,364
	薬 剤 師	(1,561) 37	(36.0) 45.0	(356,201) 408,138	(36,546) 31,373	(319,655) 376,765
	診療放射線技師	(1,894) 45	(38.4) 43.0	(381,666) 352,197	(38,772) 21,508	(342,894) 330,689
	臨床検査技師	(2,108) 59	(40.3) 50.2	(350,565) 361,913	(30,023) 17,330	(320,542) 344,583
	栄 養 士	(1,309) 28	(36.0) 39.7	(272,294) 269,258	(14,149) 7,999	(258,145) 261,259
	理学療法士	(2,844) 37	(31.4) 33.1	(294,153) 271,971	(14,432) 5,052	(279,721) 266,919
	作業療法士	(2,146) 22	(30.5) 33.4	(277,010) 263,035	(9,909) 3,890	(267,101) 259,145
	総看護師長	(252) 8	(55.0) 58.1	(524,196) 439,250	(7,043) 0	(517,153) 439,250
	看護師長	(3,142) 69	(47.1) 52.1	(424,581) 391,104	(32,392) 23,210	(392,189) 367,894
	看護師	(9,384) 234	(37.0) 42.7	(346,213) 346,849	(41,931) 35,820	(304,282) 311,029
准看護師	(5,240) 78	(45.0) 43.7	(298,765) 269,948	(36,318) 20,402	(262,447) 249,546	

(注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。
2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。

備	考
部下に医師又は歯科医師 5 人以上	
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
部下に医師又は歯科医師 1 人以上	
部下に薬剤師 2 人以上	
部下に看護師長 5 人以上	
部下に看護師又は准看護師 5 人以上	

第16表

公民給与の比較における対応関係

職 員 行政職 給料表	民 間		
	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
10級及び 9級	支店長、工場長、 部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
7級			
6級	課長代理	課長	課長
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直屬し、直屬の部下を有する主任については、係長に含めている。

第17表

職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員	大学卒	円 197,559	円 194,997	円 198,325	円 -
	短大卒	157,783	151,019	162,131	-
	高校卒	146,933	X	144,216	151,500
新卒技術者	大学卒	203,364	207,192	201,784	X
	短大卒	166,916	-	166,356	X
	高校卒	146,509	145,155	155,184	X
新卒事務員 } 計 新卒技術者	大学卒	201,068	204,809	199,608	X
	短大卒	161,068	151,019	163,729	X
	高校卒	146,653	144,465	149,494	149,600

(注) Xは、採用人数が2人以下の場合である。

備考 職員の初任給月額は、I種試験採用者(大卒相当)で172,200円、II種試験採用者(短大卒相当)で152,800円、III種試験採用者(高卒相当)で140,100円である。

第18表

民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
大学卒	規模計	18.2	2.3	97.7	-	81.8
	500人以上	33.1	-	100.0	-	66.9
	100人以上 500人未満	14.9	5.9	94.1	-	85.1
	50人以上 100人未満	9.1	-	100.0	-	90.9
高校卒	規模計	11.8	-	100.0	-	88.2
	500人以上	16.9	-	100.0	-	83.1
	100人以上 500人未満	8.1	-	100.0	-	91.9
	50人以上 100人未満	13.6	-	100.0	-	86.4

(注) 初任給の改定状況欄は、採用がある事業所を100とした割合である。

第19表

民間における定期昇給制度の状況

役職段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし
		%	%	%	%	%
係 員	規模計	85.6	45.1	62.5	45.3	14.4
	500人以上	89.3	52.9	82.5	53.6	10.7
	100人以上 500人未満	92.7	56.3	55.9	42.6	7.3
	50人以上 100人未満	63.6	9.0	50.0	41.0	36.4
課長級	規模計	69.6	33.3	49.7	39.4	30.4
	500人以上	67.5	38.9	56.0	41.2	32.5
	100人以上 500人未満	79.1	42.7	49.5	43.7	20.9
	50人以上 100人未満	50.0	4.6	41.0	27.2	50.0

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第20表

民間における賃金カット等の実施状況

役職段階	項目	賃金カット等を実施した 事業所	賃金カット等を実施した事業所に おける平均減額率
		係 員	10.8%
課 長 級		9.9%	7.1%

(注) 平成24年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第21表

民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	15,759 円
配偶者と子1人	20,916 円
配偶者と子2人	25,334 円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所のうち、家族手当が平成22年以降改定された事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第22表

民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	49.0 %
非支給	51.0 %
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	25,000円以上 26,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第23表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	部長級(非役員)		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	%	%	%	%	%	%
規模計	52.9	47.1	52.8	47.2	61.1	38.9
500人以上	35.3	64.7	40.1	59.9	59.9	40.1
100人以上 500人未満	61.2	38.8	60.1	39.9	63.6	36.4
50人以上 100人未満	63.3	36.7	53.0	47.0	54.3	45.7

第24表

民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割 増 賃 金 率	適 用 従 業 員		(参 考) 適 用 事 業 所	
	割 合	累 計 割 合	割 合	累 計 割 合
	%	%	%	%
31%以上	7.7	7.7	10.8	10.8
30%	44.1	51.9	33.3	44.2
29%	-	51.9	-	44.2
28%	-	51.9	-	44.2
27%	-	51.9	-	44.2
26%	-	51.9	-	44.2
25%	48.1	100.0	55.8	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

3 生計費及び労働経済指標関係

平成24年4月の標準生計費算定方法の概要

「家計調査」(総務省)等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	-----	食料
住居関係費	-----	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	-----	被服及び履物
雑費	-----	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費	-----	その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成24年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」(総務省)の18歳～24歳の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成24年4月の費目別標準生計費を算定した。

3 算定結果

算定結果は、第25表に示すとおりである。

第25表

盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成24年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	27,070	37,720	47,410	57,100	66,790
住居関係費	61,920	65,830	60,490	55,160	49,820
被服・履物費	2,820	3,900	5,030	6,160	7,280
雑費	20,610	36,840	48,160	59,480	70,780
雑費	6,930	19,830	21,500	23,180	24,860
計	119,350	164,120	182,590	201,080	219,530

(単位：円)

参考1

盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国比較

(平成24年4月)

区分	盛岡市		全国	
食料費	27,070	(103.0)	26,280	(100.0)
住居関係費	61,920	(133.4)	46,400	(100.0)
被服・履物費	2,820	(63.8)	4,420	(100.0)
雑費	20,610	(69.3)	29,760	(100.0)
雑費	6,930	(64.9)	10,680	(100.0)
計	119,350	(101.5)	117,540	(100.0)

(注) ()内は、全国を100として計算した指数である。

(単位：円)

参考2

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.501	0.629	0.758	0.886
住居関係費	0.948	0.871	0.794	0.717
被服・履物費	0.407	0.525	0.643	0.761
雑費	0.363	0.474	0.585	0.697
雑費	0.434	0.471	0.507	0.544

(注) この換算乗数は、平成23年1月～12月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除した値を小数点以下第3位まで示したものである。

項目				年 月				
				平成23年 4月	5月	6月	7月	
賃金労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きま つて 支 給 す る 給 与	全国	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	293,136	288,598	292,459	291,921
				前年同月比(%)	0.9	0.6	0.2	0.1
			うち所定内給与	金額(円)	269,195	265,945	269,343	268,234
				前年同月比(%)	0.6	0.3	0.0	0.1
			うち所定外給与	金額(円)	23,941	22,653	23,116	23,687
				前年同月比(%)	3.1	3.4	1.7	1.2
	岩手県	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)		236,179	241,548	241,712	
			前年同月比(%)		1.4	2.2	1.9	
		うち所定内給与	金額(円)		218,262	221,749	221,583	
			前年同月比(%)		1.0	2.2	1.5	
		うち所定外給与	金額(円)		17,917	19,799	20,129	
			前年同月比(%)		6.6	2.3	6.0	
労働時間	全国	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	152.1	142.2	155.1	152.5	
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	11.8	11.2	11.5	11.9	
	岩手県	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)		144.3	161.2	157.1	
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)		9.8	10.3	10.6	
生計費	消費支出(全世帯) (総務省家計調査)	全国	金額(円)	292,559	276,159	265,807	280,046	
			前年同月比(%)	2.5	1.6	3.9	1.8	
		東京都区部	金額(円)	340,497	304,510	294,060	306,411	
	前年同月比(%)	6.6	7.9	3.4	8.8			
	盛岡市	金額(円)	266,767	280,745	254,820	306,850		
	前年同月比(%)	5.8	3.3	0.8	2.7			
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比(%)	0.4	0.4	0.4	0.2	
		東京都区部	前年同月比(%)	0.7	0.6	0.6	0.1	
		盛岡市	前年同月比(%)	0.2	0.3	0.0	0.7	
	国内企業物価指数(日本銀行)	前年同月比(%)	1.8	1.6	1.9	2.2		
雇用	常用雇用指数(調査産業計) (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国	前年同月比(%)	0.0	0.1	0.0	0.0	
		岩手県	前年同月比(%)		0.1	1.4	2.9	
	完全失業率(総務省労働力調査)	比率(%)	4.7	4.6	4.7	4.7		
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全国	倍率(倍)	0.62	0.62	0.63	0.65	
		岩手県	倍率(倍)	0.42	0.47	0.49	0.56	

(注) 1 「きまつて支給する給与」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」の前年同月比は平成内給与及び所定外給与の前年同月比は、実数を基礎としている。

2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は、季節調整値である。

3 東日本大震災津波の影響により、以下のとおり特別の対応が行われている。

(1) 「毎月勤労統計調査」について、岩手県の平成23年3月～4月分の調査結果の公表が中止

(2) 「消費支出」について、平成23年4月～12月分の全国の調査結果は、調査票を回収できな

(3) 「完全失業率」について、平成23年4月～8月分については、補完推計値を用いた参考値

済 指 標

8月	9月	10月	11月	12月	平成24年					
					1月	2月	3月	4月	5月	6月
290,415	292,215	293,888	293,350	293,666	287,575	290,320	292,487	293,019	289,048	290,433
0.3	0.0	0.2	0.2	0.1	0.0	0.5	1.2	0.8	1.1	0.2
267,272	268,769	269,097	268,229	268,453	263,387	265,658	267,660	268,130	265,227	266,595
0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	0.4	1.1	0.3	0.6	0.1
23,143	23,446	24,791	25,121	25,213	24,188	24,662	24,827	24,889	23,821	23,838
2.7	0.8	2.3	1.2	1.2	2.6	2.5	3.0	4.8	6.1	4.1
239,195	242,185	240,801	240,259	240,597	237,857	238,877	241,783	244,568	241,241	242,221
1.2	1.5	0.1	0.2	0.2	1.2	2.2			2.1	0.3
220,329	222,460	220,688	220,393	221,239	218,352	219,881	220,719	224,670	222,067	222,688
0.5	1.9	0.1	0.6	1.0	0.4	1.9			1.7	0.4
18,866	19,725	20,113	19,866	19,358	19,505	18,996	21,064	19,898	19,174	19,533
9.0	3.2	2.2	7.8	11.9	9.1	5.9			7.0	1.3
148.4	150.4	150.0	152.1	150.1	140.9	151.4	152.6	153.6	148.3	154.9
11.4	11.9	12.3	12.3	12.7	12.0	12.3	12.8	12.7	12.1	12.0
154.6	155.4	157.8	158.5	156.8	151.2	158.6	163.1	163.4	158.9	164.9
9.9	11.0	11.3	10.7	10.6	11.3	11.7	13.2	13.0	12.5	12.9
282,008	270,010	285,605	273,428	328,080	283,124	267,855	303,841	301,948	287,911	269,810
3.9	1.9	0.6	3.8	0.3	2.1	2.7	3.6	3.2	4.3	1.5
294,933	307,529	320,964	305,054	361,383	323,998	295,459	335,865	351,249	313,410	304,462
12.7	6.0	2.9	2.5	2.1	0.1	0.6	9.4	3.2	2.9	3.5
282,615	258,999	293,947	246,063	292,724	285,550	261,204	271,394	276,069	259,756	293,127
2.9	5.7	4.1	20.3	16.9	0.2	1.5	18.9	3.5	7.5	15.0
0.2	0.0	0.2	0.5	0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.2	0.2
0.2	0.3	0.5	0.9	0.4	0.2	0.2	0.1	0.3	0.5	0.6
0.6	0.4	0.2	0.1	0.3	0.2	0.3	0.3	0.1	0.1	0.5
2.2	2.0	1.3	1.3	0.8	0.3	0.4	0.3	0.4	0.7	1.4
0.1	0.1	0.4	0.1	0.3	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0	0.1
1.7	3.2	4.0	2.0	2.1	7.9	12.0			14.7	15.9
4.4	4.2	4.4	4.5	4.5	4.6	4.5	4.5	4.6	4.4	4.3
0.66	0.67	0.68	0.69	0.71	0.73	0.75	0.76	0.79	0.81	0.82
0.57	0.59	0.63	0.65	0.69	0.75	0.79	0.81	0.95	1.03	1.00

22年 = 100とした指数を基礎としている。ただし、「きまって支給する給与」のうち岩手県の調査産業計、所定

されている。

かった地域について東北地方で調査票を回収できた地域の結果で補完することにより、推計されている。
となっている。

4 そ の 他

第 27 表

職員 1 人当たりの月間超過勤務時間数の推移

(平成 14 年度～平成 23 年度)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
超過勤務 時間数	24.6	20.8	17.8	16.7	15.1	15.7	16.2	16.1	19.7	21.6

(単位：時間/月)

- (注) 1 超過勤務時間数は、年間の総超過勤務時間数を職員数及び月数(12)で除して算出したものであること。
- 2 各任命権者への職員の超過勤務状況の調査による数値であること。

第 28 表

精神疾患による長期療養者数の推移

(平成 21 年度～平成 23 年度)

年度	H21	H22	H23
人数	93	99	83

(単位：人)

- (注) 1 長期療養者とは、6 か月以上休職療養した者をいうものであること。
- 2 各任命権者への聴取りによる数値であること。